

○学習院女子大学海外留学奨学金の支給に関する規程（平成14年4月1日施行）

学習院女子大学海外留学奨学金の支給に関する規程

平成14年4月1日
施行

改正 平成16年4月1日 平成25年4月1日
平成27年4月1日 平成30年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、海外に留学する学習院女子大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の学生に対して、その勉学を奨励するために設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「留学」とは、学習院女子大学学則第36条及び学習院女子大学大学院学則第25条に定める場合をいう。

（奨学生の資格）

第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に定める資格を具備していなければならない。

- 一 本学の正規の課程に在籍する者
- 二 海外の大学、大学院その他の教育研究機関に留学が決定している者

（奨学金の支給額）

第4条 奨学金の支給額は、次の各号のとおりとする。

- 一 協定留学又は学内選考を通過し協定校へ私費留学する場合、年間1人あたり50万円以内（1学期の場合は25万円以内）とし、一括してこれを支給する。
- 二 前号を除く私費留学の場合、年間1人あたり30万円以内（1学期の場合は15万円以内）とし、一括してこれを支給する。

（奨学生の人数）

第5条 奨学生の人数は、別に定める。

（奨学生の募集及び選考）

第6条 奨学生の募集に関する事務は、国際交流推進センターが行う。

2 奨学金の支給を申請する者は、別に定める期日までに、所定の出願書類を国際交流推進センターに提出しなければならない。

3 奨学生の選考は、書類審査により、国際交流推進委員会が行う。

4 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

（決定の通知）

第7条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

（奨学生の資格取消し）

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- 一 申請書に虚偽の記載があったとき。
- 二 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

（改正）

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

（施行）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。